

鹿児島県農業土木工事共通仕様書の主な改正内容（令和5年11月）

1 主な改正内容

(1) 条項の移行、統合、削除

※	①：第1編
	③：第3編

- ・ 「第3編 その他」を新設し、鹿児島県独自の仕様を第3編に再編移行。
 - ・ ①1-1-15 施工体制台帳及び施工体系図の取扱い → ③1-1-5 へ移行
 - ・ ①1-1-54 産業廃棄物税 → ③1-1-17 へ移行
 - ・ ①1-1-55 暴力団関係者による不当介入を受けた場合の措置 → ③1-1-1 へ移行
 - ・ ①1-1-56 配置技術者等の途中交代 → ③1-1-12 へ移行
 - ・ ①1-1-57 監理技術者等の専任を要しない期間 → ③1-1-11 へ移行
 - ・ ①1-1-58 現場代理人の常駐に関する取扱い → ③1-1-13 へ移行
 - ・ ①1-1-59 現場代理人の兼任 → ③1-1-14 へ移行
 - ・ ①1-1-60 品質証明 → ③1-1-9 へ移行
 - ・ ①1-1-61 下請工事における管内（県内）建設業者の優先活用 → ③1-1-6 へ移行
 - ・ ①1-1-62 県産資材の優先使用 → ③1-1-7 へ移行
 - ・ ①1-1-63 鉄道等高压線に近接した測量作業等の感電事故防止対策 → ③1-1-31 へ移行
 - ・ ①1-1-64 手すり先行型足場 → ③1-1-32 へ移行
 - ・ ①1-1-65 「週休2日」試行工事 → ③1-1-16 へ移行
 - ・ ①1-1-66 熱中症対策 → ③1-1-25 へ移行
 - ・ ①1-1-68 建設現場における「快適トイレ」設置 → ③1-1-22 へ移行
 - ・ ①1-1-69 共通仮設費率分の適切な設計変更 → ③1-1-27 へ移行
 - ・ ①1-1-70 現場環境改善費 → ③1-1-21 へ移行
 - ・ ①1-1-71 ダンプトラック等における過積載等の防止 → ③1-1-33 へ移行
 - ・ ①1-1-72 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策 → ③1-1-34 へ移行
 - ・ ①1-1-73 鳥インフルエンザ感染防止対策 → ③1-1-35 へ移行
 - ・ ①1-1-74 口蹄疫対策 → ③1-1-36 へ移行
 - ・ ①1-1-75 間接工事費等諸経費動向調査 → ③1-1-30 へ移行
 - ・ ①1-1-76 国土調査の基準点等の保全 → ③1-1-37 へ移行
 - ・ ①1-1-78 アスベスト（石綿）対策 → ③1-1-41 へ移行
 - ・ ①1-1-79 コンピュータウイルス対策 → ③1-1-42 へ移行
 - ・ ①2-13-1 植生工，植生基盤材吹工等の種子配合 → ③2-3-1 へ移行
 - ・ ①3-7-15 鉄筋コンクリート構造物等のスランプ値 → ③2-1-1 へ移行
 - ・ ①3-22-1 排出ガス対策型建設機械及び低騒音型建設機械の使用 → ③3-1-1 へ移行
- ・ 条項の統合
 - ・ ①1-1-52 法定外の労災保険の付保 → ①1-1-50 と統合
 - ・ ①1-1-67 熱中症対策に資する現場管理費の補正 → ③1-1-25 と統合
- ・ 重複による削除
 - ・ ①1-1-77 測量作業等の感電事故防止対策の強化 → ①1-1-31 と重複

(2) 特別仕様書から共通仕様書への移行

- ・ 各種通知文書の特別仕様書記載例から共通仕様書へ移行（新規掲載）
 - ・ ③1-1-2 中間検査の実施
 - ・ ③1-1-3 繰越予定工事の工期等の取扱いについて
 - ・ ③1-1-4 余裕期間の設定

- ・③1-1-8 建設キャリアアップシステム活用工事の試行
- ・③1-1-10 特例監理技術者の配置
- ・③1-1-15 ICT活用工事
- ・③1-1-18 三者技術調整会
- ・③1-1-19 工事の概算数量発注
- ・③1-1-20 施工パッケージ型積算基準
- ・③1-1-23 時間的制約を受ける工事
- ・③1-1-24 夜間工事
- ・③1-1-26 1日未満で完了する作業の積算
- ・③1-1-28 施工箇所が点在する工事の適用
- ・③1-1-29 架空線の防護措置
- ・③1-1-38 建設発生土の有効利用及び搬出先の明確化等
- ・③1-1-39 「鹿児島県農業農村整備事業における再生資源活用に関する実施要領」の運用
- ・③1-1-40 公共工事で発生する根株、伐採木等の利用
- ・③2-2-1 規格及び品質 (土木コンクリート構造物の品質確保関係)
- ・③2-2-2 構造物品質確認調査 (")

(3) 条項番号の変更

- ・ 鹿児島県独自仕様の再編に伴い、第1編の条項番号を変更（農林水産省共通仕様書と同一）
 - ・①1-1-16 受注者相互の協力 → ①1-1-15 に変更
 - ・①1-1-17 調査、試験に対する協力 → ①1-1-16 に変更
 - ・①1-1-18 工事の一時中止 → ①1-1-17 に変更
 - ・①1-1-19 設計図書の変更 → ①1-1-18 に変更
 - ・①1-1-20 工期変更 → ①1-1-19 に変更
 - ・①1-1-21 支給材料及び貸与品 → ①1-1-20 に変更
 - ・①1-1-22 工事現場発生材 → ①1-1-21 に変更
 - ・①1-1-23 建設副産物 → ①1-1-22 に変更
 - ・①1-1-24 特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の適正な措置 → ①1-1-23 に変更
 - ・①1-1-25 工事材料の品質 → ①1-1-24 に変更
 - ・①1-1-26 監督職員による検査、立会等 → ①1-1-25 に変更
 - ・①1-1-27 数量の算出及び完成図 → ①1-1-26 に変更
 - ・①1-1-28 工事完成図 → ①1-1-27 に変更
 - ・①1-1-29 工事完成検査 → ①1-1-28 に変更
 - ・①1-1-30 既済部分検査 → ①1-1-29 に変更
 - ・①1-1-31 施工管理 → ①1-1-30 に変更
 - ・①1-1-32 部分使用 → ①1-1-31 に変更
 - ・①1-1-33 履行報告 → ①1-1-32 に変更
 - ・①1-1-34 使用人等の管理 → ①1-1-33 に変更
 - ・①1-1-35 工事中の安全管理 → ①1-1-34 に変更
 - ・①1-1-36 爆発及び火災の防止 → ①1-1-35 に変更
 - ・①1-1-37 後片付け → ①1-1-36 に変更
 - ・①1-1-38 電子納品 → ①1-1-37 に変更
 - ・①1-1-39 事故報告書 → ①1-1-38 に変更
 - ・①1-1-40 環境対策 → ①1-1-39 に変更
 - ・①1-1-41 文化財の保護 → ①1-1-40 に変更

- ・①1-1-42 交通安全管理 → ①1-1-41 に変更
- ・①1-1-43 諸法令、諸法規の遵守 → ①1-1-42 に変更
- ・①1-1-44 官公庁への手続等 → ①1-1-43 に変更
- ・①1-1-45 施工時期及び施工時間の変更 → ①1-1-44 に変更
- ・①1-1-46 工事測量 → ①1-1-45 に変更
- ・①1-1-47 提出書類 → ①1-1-46 に変更
- ・①1-1-48 工事特性等への対応状況の報告 → ①1-1-47 に変更
- ・①1-1-49 不可抗力による損害 → ①1-1-48 に変更
- ・①1-1-50 特許権等 → ①1-1-49 に変更
- ・①1-1-51 保険の付保及び事故の補償 → ①1-1-50 に変更
- ・①1-1-52 臨機の処置 → ①1-1-51 に変更

(4) 工事施工条件明示

- ・ 入札参加者及び発注者の確認作業等の軽減，特別仕様書のスリム化を図るため，各種通知の発出に伴い特別仕様書に記載していた項目を共通仕様書に記載し，特別仕様書においてチェックリスト形式の工事施工条件明示を行う方式を採用する。

2 条項の統合

- (1) ①1-1-52 法定外の労災保険の付保 → ①1-1-50 と統合

①1-1-50 保険の付保及び事故の補償

- 1 受注者は，雇用保険法，労働者災害補償保険法，健康保険法及び厚生年金保険法の規定により，雇用者等の雇用形態に応じ，雇用者等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。
- 2 本工事において，受注者は法定外の労災保険に付きなければならない。
また，保険契約を締結したときは，契約書第58条に基づき直ちに監督職員に提示しなければならない。
なお，監督職員から請求があった場合は，その証券等の写しを提出するものとする。
- 3 受注者は，雇用者等の業務に関して生じた負傷，疾病，死亡及びその他の事故に対して責任をもって適正な補償をしなければならない。
- 4 受注者は，建設業退職金共済制度に加入し，その発注者用掛金収納書を別に定める様式に基づき作成し，工事請負契約締結後1箇月以内及び工事完了後速やかに，監督職員を経由して発注者に提出しなければならない。

- (2) ①1-1-67 熱中症対策に資する現場管理費の補正 → ③1-1-25 と統合

③1-1-25 熱中症対策

- 1 作業現場における熱中症対策については，下請業者や資材関係業者など工事関係者全てに対して対策を講じること。
- 2 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行に当たっては，「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について」は，鹿児島県ホームページから取得できる。

3 特別仕様書から共通仕様書への移行（新規掲載）

- (1) 中間検査の実施及び未実施の記載について……………平成13年8月6日通知

③1-1-2 中間検査の実施

本工事については、出来高が50%を超えた時点で中間検査を実施する予定であるので、受注者は検査希望日を発注者に書面で申し出ること。

※ 原則2,000万円以上全工区、ただし、舗装、不可視物等は適宜。

(2) 農業農村整備事業における繰越予定工事の発注について……………平成30年2月7日通知

③1-1-3 繰越予定工事の工期等の取扱いについて

- 1 本工事は、繰越しを予定しており、完了工期については、議会承認が得られた場合に変更契約を行うものとする。
- 2 繰越承認後の完了工期は、特別仕様書に条件を明示する。
- 3 「工事標示板」等に工期を表示する場合は、監督職員と協議のうえ、当初は前項の工期を考慮した完了予定工期に「(予定)」を付して標示するものとし、契約変更後速やかに変更後の工期に訂正するものとする。

※ 補助金等の交付決定を受けた予算であることを条件とする。

(3) 「余裕期間を設定した契約方式に係る試行要領」の改定について……………令和5年4月3日通知

③1-1-4 余裕期間の設定

(余裕期間が120日間の場合)

- 1 受注者は契約締結日から120日以内の期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 2 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。
- 3 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
- 4 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
 - (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
 - (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。
 - (4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

(工事開始日の期限を指定する場合)

- 1 受注者は、契約締結日から発注者が指定する工事開始日の期限までの期間で、任意の日を工事開始日とすることができる。
- 2 受注者は、前項の工事開始日を「工事開始日通知書」に記載し、契約書案の提出期限内に発注者に通知しなければならない。
- 3 本工事の前払金については、工事開始日までは請求できない。
- 4 契約締結以降の余裕期間中の取扱いは、以下のとおりとする。
 - (1) 主任(監理)技術者及び現場代理人の配置は要しない。
 - (2) 現場事務所や資材等の搬入、仮設物の設置等の準備工事を含む工事に着手することはできない。
 - (3) 受注者が余裕期間を設定したことにより期間中に増加する経費は、受注者の負担とする。
 - (4) 期間中の当該現場の管理は、発注者の責任において行うものとする。

※ 対象工事は、原則として全ての工事。

(4) 建設キャリアアップシステム活用工事の試行について……………令和3年4月12日通知

③1-1-8 建設キャリアアップシステム活用工事の試行

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム(以下「CCUS」という。)の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。

受注者がCCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評定において評価するものとする。

- 2 受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 4 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

・下請企業

建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。

・技能者

元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。

・CCUS登録事業者

元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。

・登録技能者率

CCUS登録技能者の数／技能者の数

・就業履歴蓄積率

建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数

- 5 受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%（営繕：50%）以上及び就業履歴蓄積率30%以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「創意工夫」において評価する。
- 6 受注者は、本工事期間中において、5の基準のいずれかが未達成の場合は、報告様式に、当該工事名、未達成の項目、要因及び改善策を記載し、工事完成書類提出時に発注者に報告すること。
- 7 カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

※ 受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合。

(5) 建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける

監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて…………… 令和5年7月7日通知
建設工事の公告文等の見直しについて…………… 令和5年7月11日通知

③1-1-10 特例監理技術者の配置

1 本工事において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（以下「特例監理技術者」という。）の配置を行う場合は以下の（1）～（8）の要件を全て満たさなければならない。ただし、低入札価格調査対象工事に該当した場合は、特例監理技術者の配置は認めない。

（1）建設業法第26条第3項ただし書きによる監理技術者の職務を補佐する者（以下「監理技術者補佐」という。）を専任で配置すること。

（2）監理技術者補佐は、当該工事に係る工種に応じた一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。

なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

（3）監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。(ただし、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
 - (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、発注者が属する機関が管轄する管内の工事又は工事現場の相互間隔が概ね10キロメートル以内の工事でなければならない。
 - (6) 特例監理技術者は、工事内容、工事規模及び施工体制等を考慮し、主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
 - (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
 - (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- 2 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する事となる場合、前項の(1)～(8)の事項について確認できる書類を提出すること。
 - 3 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は適切にコリンズ(CORINS)への登録を行うこと。

(6) 「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」の一部改定について…………… 令和5年9月29日通知

③1-1-15 ICT活用工事

(試行対象工事とする場合)

- 1 本工事は、受注者がICT活用工事を希望した場合に、受注者の提案・協議により3次元データを活用するICT活用工事の対象とすることが出来る。
- 2 ICT活用工事とは、次に示す①～④の施工プロセスにおいてICTを活用する工事とし、⑤3次元データの納品を行うものとする。

ただし、①、③については、受注者の希望により実施を選択でき、②、④及び⑤を必須とする。

 - ① 3次元起工測量
 - ② 次元設計データ作成
 - ③ ICT建設機械による施工
 - ④ 3次元出来形管理等の施工管理
 - ⑤ 3次元データの納品
- 3 受注者は、前項のプロセスにおいてICTを活用した工事を行う希望がある場合、監督職員へ工事打合簿でICT活用工事の計画書及び内容を確認できる資料を提出し、協議が整った場合にICT活用工事として施工することが出来る。
- 4 土工について施工範囲の全てで適用できるが、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議する。

なお、土工以外の工種に関するICT活用を提案・協議した場合は、実施内容等について施工計画書に記載する。
- 5 ICT活用工事に伴う経費については設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン(農林水産省農村振興局整備部設計課)」により積算し、必要な経費を計上する。

なお、3次元起工測量及び3次元設計データ作成を行った場合は、受注者は発注者からの依頼に基づき見積書を提出するものとする。
- 6 ICT活用工事を実施した場合は、工事成績評価において加点評価する。
- 7 ICT活用工事の実施に当たっては、本特別仕様書及び「鹿児島県農業農村整備事業ICT活用工事試行要領」等によることとし、疑義が生じた場合又は記載の無い事項については、監督職員と協議するものとする。

※ 工事打合簿でICT活用工事計画書及び内容等が確認できる資料を提出し、協議が整った場合。
(地元負担金や残事業費等の調整に留意)

(7) 三者技術調整会の実施について…………… 平成22年6月4日通知

③1-1-18 三者技術調整会

(三者技術調整会を開催する場合)

本工事は、工事着手前に当該工事の施工業者、その設計等を担当したコンサルタント並びに発注者が参加して、設計図と現場の整合性の確認及び設計意図の伝達等を行う「三者技術調整会」を設置し、当該工事に関する調整事項に係る問題点の把握及び検討を行うとともに、工事の品質確保を図ることを目的とする対象工事である。

工事請負者は、工事着手前に現地踏査、事前測量を実施し、設計図書の照査が終了した時点で、監督職員に照査結果及び質問書を工事打合簿により提出し、「三者技術調整会」の開催を要請するものとする。

開催回数は原則1回とし、現場条件の特殊性等に応じ、発注者の判断により必要に応じて増やすことができるものとする。

また、三者技術調整会は、別添の「三者技術調整会実施要領」「三者技術調整会実施要領の運用について」及び「三者技術調整会運用マニュアル(案)」に基づき実施することとする。

なお、三者技術調整会に要する費用については、主任技師0.5人/回、技師A0.5人/回及び旅費実費を計上しているため、設計コンサルタントへ適切に支出するとともに、支出がなされた事を証する書類(領収書の写し等)を監督職員に提出するものとする。

(三者技術調整会の開催を予定していない場合)

本工事は、「三者技術調整会実施要領」に基づく、「三者技術調整会」の開催を予定していないが、受注者が開催を希望する場合は、発注者と協議するものとする。

※ 現場条件が特殊、施工に要する技術が新規又は高度であるなど、実施要領の要件に該当する工事。

(8) 工事の概算数量発注について…………… 令和2年3月6日通知

③1-1-19 工事の概算数量発注

1 本工事は概算数量発注方式により積算したものであり、詳細は、概算数量発注要領による。

なお、発注要領は鹿児島県ホームページから取得できる。

2 本工事は工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日又は30日を付与している。

3 受注者は本工事に関しては疑義が生じた場合には、監督員に連絡し協議すること。

※ 次の全ての条件を満たす工事

(1) 権利調整を要しない工種、(2) 平面図・標準図等で施工可能な工種、(3) 単純な工種

(9) 土木工事積算基準書による施工パッケージ型積算の取扱いについて…………… 令和3年1月7日事務連絡

③1-1-20 施工パッケージ型積算基準

本工事は、農林水産省制定「土地改良積算基準」以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を利用し、設計内訳(金抜)を作成している。利用状況は特別仕様書に明示する。

※ 農林水産省以外の他省庁が定める施工パッケージ型積算方式を用いる工事。

(10) 時間的制約を受ける工事の積算方法について…………… 令和2年9月28日通知

③1-1-23 時間的制約を受ける工事

1 本工事は、「時間的制約を受ける工事」とする。

2 作業時間は、特別仕様書に明示する。

3 積算方法は、別紙「時間的制約を受ける工事の積算方法」に基づき行うものとする。

4 別紙「時間的制約を受ける工事の積算方法」については、鹿児島県ホームページから取得できる。

※ 継続的に時間的な制約を受け、通常の作業時間を確保することができない工事。

(11) 夜間工事におけるアスファルト合材の小口出荷セット料金について……………平成28年3月9日通知

③1-1-24 夜間工事

- 1 本工事は、夜間工事として施工するものとする。
- 2 作業時間は、特別仕様書に明示する。
- 3 舗装工事において、アスファルト合材の小口出荷セット料金が発生する場合は監督職員と協議するものとし、発注者が必要と認めたものについては、契約変更の対象とする。

※ 発注者が夜間工事（午後10時から午前5時）と条件明示したアスファルト合材を使用する工事において、小口出荷のある現場。

(12) 1日未満で完了する作業の積算について……………令和3年9月30日通知

③1-1-26 1日未満で完了する作業の積算

- 1 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- 2 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満の適用について、協議の発議を行うことができる。
- 3 同一作業員の作業が他職種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 4 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- 5 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。
- 6 1日未満積算基準「3判定方法（3）判定に使用する作業量の考え方」により、別箇所として扱う箇所は、特別仕様書に明示する。
- 7 「1日未満で完了する作業の積算」はホームページから取得できる。

※ 変更積算のみに適用。契約期間内に受注者から請求があり、受発注者間の協議で作業内容が当該積算基準に該当すると認められる場合。

(13) 施工箇所が点在する工事の積算方法について……………令和4年9月9日通知

③1-1-28 施工箇所が点在する工事の適用

- 1 本工事は、施工箇所が点在する工事であり、『〇〇地区（〇〇）、△△地区（〇〇）、□□地区（〇〇）（以下、工事箇所という）』ごとに共通仮設費及び現場管理費を算出する「施工箇所が点在する工事の積算方法」による工事である。
- 2 本工事における共通仮設費の金額は、工事箇所ごとに算出した共通仮設費を合計した金額とする。また、現場管理費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した現場管理費を合計した金額とする。（さらに、据付間接費の金額も同様に、工事箇所ごとに算出した据付間接費を合計した金額とする。）
なお、共通仮設費率及び現場管理費率の補正（施工地域による補正等）については、工事箇所ごとに設定する。一般管理費等（設計技術費）については、工事箇所ごとではなく、通常の積算方法により算出する。
- 3 本工事は、「間接工事費等諸経費動向調査」の対象工事であり、別途監督員より通知される調査要領等に基づき調査票の作成を行う。

調査票は、工事終了後速やかに監督員に提出するものとする。また、調査票の聞き取り調査等を実施

する場合にはこれに協力するものとし、調査票の根拠となった契約書等を提示するものとする。

※ 施工箇所が複数あり、その点在範囲が1 km程度を超える工事。

(14) 架空線の防護措置に関する費用について…………… 令和5年3月15日通知

③1-1-29 架空線の防護措置

架空線の防護措置における防護管設置に係る費用は計上していないが、契約後、架空線管理者との協議により必要となった場合は、監督職員と協議し、契約変更の対象とする。

※ 防護管設置の必要性が認められ、電力会社等の協議により原因者の有償による対応となった場合。

(15) 建設発生土の有効利用及び搬出先の明確化等について…………… 令和5年3月29日通知

③1-1-38 建設発生土の有効利用及び搬出先の明確化等

1 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

(1) 受入場所の名称：〇〇事業〇〇地区〇〇工区) , 〇〇〇処分場等

(2) 受入場所の所在地：〇〇〇市〇〇〇町〇〇〇番地

(3) 受入時間帯：〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分

(4) 仮置き等：必要な場合は、その場所を明示する。

(5) 搬出土の土質：〇〇〇土質（主な土質）

(6) 搬出土量：約〇〇, 〇〇〇m³

(7) 運搬距離、時間：〇〇〇km（片道）, 約〇〇分

2 「再生資源利用促進計画書」を作成し、施工計画書に含めて提出するとともに、その内容を発注者に説明すること。

3 再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲げること。

4 再生資源利用促進計画の記載事項に変更が生じた場合は、速やかに変更し、その内容を発注者に報告すること。

5 工事完成後、速やかに再生資源利用促進計画の実施状況の記録を完成図書に含めて提出すること。

6 再生資源利用促進計画及びその実施状況の記録を工事の完成後5年間保存すること。

7 土質試験が必要な場合は、試験項目や回数について搬出先と双方協議し決定すること。

8 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議の上、その指示によること。

※ 建設発生土の自工区内利用、現場外搬出がある場合、数量の大小にかかわらず、すべての工事。

(16) 「鹿児島県農業農村整備事業における再生資源活用に関する実施要領」

の運用の改訂について…………… 令和5年3月15日通知

③1-1-39 「鹿児島県農業農村整備事業における再生資源活用に関する実施要領」の運用

1 再生資材の利用

受注者は下記の資材の使用に際し、再生資材を利用すること。

なお、再生切込碎石については、原則として、かごしま認定リサイクル製品認定制度の認定を受けた製品を使用すること。

資材名	規格	備考
再生加熱アスファルト混合物	As量 △%密粒再生	使用箇所
再生切込碎石(かごしま認定リサイクル製品)	RC-40(30)	使用箇所

※ 使用に際しては、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

2 建設発生土（建設汚泥処理土）の利用

盛土に使用する土は、〇〇工事（△△町××地内）からの建設発生土（又は購入土、建設汚泥処理土）を利用するものとする。

3 指定副産物（コンクリート塊）の再生利用

建設工事の施工により発生する無筋コンクリート殻は、30cm程度に小割りした後盛土材として再生利用すること。

4 指定副産物の搬出

建設工事の施工により発生する指定副産物（建設発生土を除く）は、再資源化施設に搬出すること。なお、積算に際しては、下記の条件により算出している。

また、搬出後は manifests のコピーを完成書類に含めて提出すること。

(1) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 〇. 〇km
木くず	△△処分場	△△市△△町	L = △. △km

※ 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(2) 受入時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

△△処分場：00時00分～00時00分

(3) その他

仮置き等必要条件があれば、特別仕様書に明示する。

5 建設汚泥の再生利用

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、下記の処理概要により、現場内で再生利用すること。なお、再生利用に際し「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用については、下記の条件により算出している。

(1) 処理概要（現場内利用）

中間処理の場所	中間処理の方法	再生品の品質	利用用途
現場内	脱水・乾燥	第〇種処理土	路体盛土材

(2) 「建設汚泥処理土の品質区分基準」の確認に要する費用

品質区分基準	指標等	試験回数
品質基準	コーン指数	〇回
生活環境保全上の基準	土壌環境基準（環境基本法）	〇回
	特定有害物質の含有量基準（土壌汚染対策法）	〇回

6 建設汚泥の搬出

公共工事の施工により発生する建設汚泥は、再資源化施設（又は管理型最終処分場）に搬出すること。なお、積算に際しては下記の条件により算出している。

(1) 施設の名称及び所在地

廃棄物の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
建設汚泥	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 〇. 〇km
建設汚泥	エコパークかごしま	薩摩川内市川永野町	L = △. △km

※ 上記については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。

なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。

ただし、現場条件や数量の変更等、請負者の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(2) 受入時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

エコパークかごしま：00時00分～00時00分

7 特定建設資材の分別解体等・再資源化等（建設リサイクル法対象工事の場合）

(1) 本工事は建設リサイクル法に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等について適正な措置を講ずること。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等・再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。

ア 分別解体等の方法

工程毎の作業内容・解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法(※)
	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

※ 「分別解体等の方法」の欄については、該当がない場合は記載の必要はない。

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

特定建設資材の種類	施設の名称	所在地	運搬距離
コンクリート	〇〇処分場	〇〇市〇〇町	L = 〇. 〇km
木くず	△△処分場	△△市△△町	L = △. △km

(3) 受入時間

〇〇処分場：00時00分～00時00分

△△処分場：00時00分～00時00分

(4) その他

仮置き等必要条件があれば、特別仕様書に明示する。

(17) 公共工事で発生する根株、伐採木等の取扱いについて…………… 平成21年12月3日通知

③1-1-40 公共工事で発生する根株、伐採木等の利用

(発生工事)

1 根株・伐採木等の保管について

(1) 本工事により発生する根株・伐採木は、下記場所に保管すること。

保管場所：〇〇市〇〇町〇〇地内

(2) 保管場所には、囲いをし、飛散・流出のないような対策をとること。

(3) 雨対策として、屋根やブルーシート等での対策を講じること。

(4) 根株についての土砂は落とし、蚊、ハエその他の害虫が発生しないようにすること。

(5) 現場発生品調書を作成し、発生状況及び保管状況の記録を完成図書に含めて提出すること。

(利用工事)

1 本工事は〇〇市〇〇町〇〇地内に保管している、根株・伐採木を法面工の基盤材として、発注者から引渡しを受けることとする。

持ち出しについては、監督職員と協議すること。また、その利用状況の記録を完成図書に含めて提出すること。

※ 同事業内かつ同年度発注で、吹付工の基盤材として利用する場合

(18) 土木コンクリート構造物の品質確保について…………… 令和5年3月22日通知

「土木コンクリート構造物の品質確保について」の運用について…………… 令和5年3月22日通知

③2-2-1 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。

1 コンクリート

コンクリートはレディミクストコンクリートを使用するものとし、使用目的別の配合諸元は次のとおりとする。

呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材最大寸法 (mm)	水セメント比 (%)	セメント の種類	使用目的
24	12	40	55	B・B	(土木構造物設計ガイドラインに基づく構造物) (耐久性を要する場合)
24	12	25	55	B・B	
21	12	25	55	B・B	フルーム、暗渠
18	8	40	60	B・B	重力式擁壁
18	8	25	—	B・B	均しコンクリート

注) 設計において、水セメント比が表の上限値より小さく設計されている場合、それと整合するようにする。

2-2-2 構造物品質確認調査

本工事で施工する△△△△、□□□□については、土木構造物の品質を確保するため、テストハンマーによる強度推定調査及びひび割れ発生状況調査を行うものとする。

1 強度推定調査方法は次によるものとする。

(1) 調査頻度は、鉄筋コンクリート擁壁及びカルバート類については目地間、トンネルについては1打設部分、その他の構造物については強度が同じブロックを1構造物の単位として、各単位につき3箇所調査を実施するものとする。

[実際に対象となる構造物により修正を行う。]

(2) 調査の結果、所定の結果が得られない場合については、その箇所の周辺において、再調査を5箇

所実施するものとする。

- (3) 測定方法は「硬化コンクリートのテストハンマー強度の試験方法 (JSCE-G504)」により実施するものとする。(「コンクリート標準示方書(規準編)」に記載)
- (4) 測定結果によっては、コアを採取し、圧縮強度試験を行うこともある。
- (5) 実施時期・位置など詳細については、監督職員と十分に打ち合わせを行うものとする。
なお、調査票については別途指示するものとする。

2 ひび割れ発生状況調査は次により実施するものとする。

- (1) 構造物完成後、0.2mm以上のひび割れ幅について、別途指示する調査票により展開図を作成するものとし、展開図に対応する写真についても添付するものとする。
- (2) 調査票の記入方法等の詳細については、監督職員の指示によるものとする。なお、完成検査時に提出するものとする。

4 工事施工条件明示

工事施工条件明示は、これまで特別仕様書に記載していた各種通知の特別仕様書記載例を共通仕様書に移行したうえで、個別の工事における適用の有無及び付記事項をチェックリスト形式で記載するものである。

【例】工事の概算数量発注

1-1-19 工事の概算数量発注

- 1 本工事は概算数量発注方式により積算したものであり、詳細は、概算数量発注要領による。なお、発注要領は鹿児島県ホームページから取得できる。
- 2 本工事は工期には、工事計画図書の作成に要する日数として、15日又は30日を付与している。
- 3 受注者は本工事に関しては疑義が生じた場合には、監督員に連絡し協議すること。

概算数量発注方式の工事である

工事名 : ○○事業 ○○地区 ○○-○○工区

明示事項	明示内容	該当	出典	頁	
基本事項	概算数量発注	○	共通仕様書 ③1-1-19	244	
	契約保証金	○	契約書 第36条	-	
	前払金	前払金を40%の範囲内で支払うことができる。	○	契約書 第35条	-
		中間前払金を請求することができる。	○		
	部分払	○	契約書 第38条	-	
	繰越予定工事の工期	○	共通仕様書 ③1-1-3	238	
	余裕期間	○	共通仕様書 ③1-1-4	238	
	週休2日試行工事	○	共通仕様書 ③1-1-16	244	
	品質証明	-	共通仕様書 ③1-1-9	240	
	中間検査	○	共通仕様書 ③1-1-2	238	
	法定外の労災保険の付与	○	共通仕様書 ①1-1-50	24	
	熱中症対策	○	共通仕様書 ③1-1-25	245	

標準工期に30日を付与した工事である